

「保険法」について

アクサ生命保険株式会社

2010年4月1日より、「保険法」が施行されます。

「保険法」とは、保険契約に関する一般的なルールについて定めた法律です。2010年4月に「保険法」が施行されますので、その概要をお知らせいたします。

I. 「保険法」の概要

保険契約に関する基本的なルールは、これまで商法の中に規定されていましたが、明治32年の商法制定後、実質的な改正が行われておらず、表記がカタカナ・文語体のままでした。

そこで、社会経済情勢の変化に対応して、商法の規定を全面的に見直し、商法から独立した「保険法」が制定され、2010年4月1日に施行されることになりました。

「保険法」の概要

- 1 傷害疾病定額保険（医療保険やがん保険等が該当）に関する規定を新設
- 2 保険契約者・被保険者・保険金受取人を保護する規定を整備
 - 保険契約締結時の際の告知についてのルールを整備
 - 保険金・給付金等の支払時期についての規定を新設
- 3 モラルリスク防止のための規定を新設
 - 重大事由（詐欺等）があった場合、保険会社が保険契約を解除できる規定を新設
- 4 保険金受取人の変更に関する規定を整備
 - 保険金受取人変更の意思表示の相手方は保険会社であること、遺言による受取人の変更も可能であること等の規定を整備

II. ご加入いただいている保険契約への影響

「保険法」は、施行日（2010年4月1日）以降に締結される保険契約に適用されますが、一部の条文は「保険法」施行前にご加入いただいた契約にも適用されます（下記の3項目）。このため、「保険法」の適用条文に対応した「保険法の施行に関する特則」を新設し、契約日が2010年3月1日以前の保険契約に対して、2010年4月1日（医療保険は3月2日）付でこの特則を付加いたします。

なお、この特則の付加により、現在ご加入いただいている保険契約の保険料、保険金額および保障内容に変更はありません。

3項目	適用保険契約	適用開始日
1. 保険金・給付金等の支払時期	医療保険	2010年3月2日
	グループ生命保険 年金保険・積立終身保険	2010年4月1日
	団体終身保険	
2. 重大事由による解除	医療保険	2010年3月2日
	グループ生命保険 団体終身保険	2010年4月1日
	医療保険	
3. 保険金等の受取人による保険契約の存続	医療保険	2010年3月2日
	団体終身保険	2010年4月1日

III. 「保険法の施行に関する特則」の概要

お客様の保険契約に適用させていただく「保険法の施行に関する特則」の主なポイントは、以下のとおりです。

1. 【保険金・給付金等の支払時期】保険法の施行に関する特則 第2条

- 保険金・給付金等をお支払いするにあたり、お客様からご請求いただいた後に、医療機関等へ確認や照会を行ない、支払事由に該当しているかどうかの確認等を行う場合があります。保険金・給付金等のお支払期限については、商法に規定がなかったため、従来の約款では、この確認等を要する場合の具体的な記載が明記されていませんでした。
- 今回の「保険法」で、保険金・給付金等のお支払期限に関する規定が新設されたことを受け、

確認等が必要な場合のお支払期限について、「保険法の施行に関する特則」において、以下のとおり規定しています。規定した期限を経過して保険金・給付金等をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

- (1) 保険金・給付金等のご請求があった場合、原則として、請求書類が当社に到着した日からその日を含めて5営業日以内(*1)にお支払いします。
- (2) ただし、当社が保険金・給付金等のお支払いのために事実の確認を行う必要がある場合には、支払期限が次の通り延長されます。

	保険金・給付金等をお支払いするために、事実確認が必要な場合	支払期限
①	<ul style="list-style-type: none"> お支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 お支払の免責事由に該当する可能性がある場合 告知義務違反に該当する可能性がある場合 重大事由、詐欺などに該当する可能性がある場合 	請求書類が当社に到着した日からその日を含めて45日以内(*2)
②	上記①の確認を行うために、特別な照会や調査が不可欠な場合 <ul style="list-style-type: none"> 弁護士法にもとづく照会、その他の法令にもとづく照会 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 日本国外における調査 	請求書類が当社に到着した日からその日を含めて180日以内(*2)

(*1) ご契約の保険種類によって、請求書類が当社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて7日以内（または5営業日以内）にお支払いする旨を約款にて定めたご契約の場合、請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

(*2) ご契約の保険種類によって、請求書類が当社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて7日以内（または5営業日以内）にお支払いする旨を約款にて定めたご契約の場合、請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内（または180日以内）とします。

2. 【重大事由による解除】 保険法の施行に関する特則 第3条

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人が故意に保険事故を起こしたり、保険事故を装って不正に保険金・給付金等を請求した場合など、保険契約者等と保険会社との間の信頼関係が損なわれ、保険契約を継続することが困難な場合、保険会社は保険契約を解除できる制度が「保険法」に新設されました。
- 当社では、これまでの約款に重大事由による保険契約解除の規定がありますが、「保険法」に則り、解除の要件について死亡保険金とその他の保険金・給付金等とで規定を分けるなど、明確に規定しました。

3. 【保険金等の受取人による契約の存続】 保険法の施行に関する特則 第4条

保険契約の差押債権者等が保険契約を解除しようとした場合、1ヶ月以内に一定の条件を満たした保険金・給付金等の受取人が、契約者の同意を得て、支払うべき金額を差押債権者等に支払い、加えて当社に通知することにより、保険契約を存続させることができる制度（介入権）が、「保険法」に新設されました。

- この制度は、一旦保険契約が解約されると、被保険者の健康状態や年齢等によっては再度保険にご加入いただくことが困難となることがある等の不利益を考慮し、規定されたものです。